

# 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 25（個）第 1 号）

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報について、その一部を不開示とした決定は妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 25 年 3 月 27 日、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、「2001 年 11 月 14 日に本人以外の者が県立精神保健センターに相談を行った記録の開示。その前後にも本人以外の者が相談して記録があればあわせて開示してください。」という内容で請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、異議申立人に関する県立総合精神保健福祉センター（以下「センター」という。）の相談記録（以下「本件対象情報」という。）を特定し、条例第 14 条第 3 号及び同条第 7 号に該当する情報が記載されていることを理由に自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 25 年 4 月 9 日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 25 年 4 月 12 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) この相談に係る治療を受けた医師のカルテ開示を行ったが、明らかに事実を誤らせる報告を受けている部分が認められる。それについて一方的に信用し、真実の確認を行わず指摘を受けた後も、責任転嫁を行う姿勢が医師に認められるため、この内容について開示の申立てを行う。適切な医療を行っているとは主張するのであれば、相談内容を開示すべきで

ある。

- (2) この相談記録がきっかけで10年近く治療を続けてきたが、全く病状と診断が合致しておらず、医師も説明責任を果たす姿勢が全く認められない。誤診であると思うが、その原因の一つがこの相談内容であると思われる。真偽のほどを確かめたいので開示を求める。
- (3) 開示請求者以外の個人情報が開示であることに対して、投薬で就労困難に陥るなど本人に不利益があったにも関わらず、それでも第三者の権利利益を保護しなくてはならないのか。
- (4) 私が知らない他の人の相談業務に支障があるからといって、私が犠牲になっても良いというのはおかしい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件の相談は開示請求者以外の者がセンターにおいて行ったものであり、開示請求者以外の個人の情報が含まれている。このため、開示することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別され、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。
- 2 センターが行っている相談等の情報の中には、記録作成者が、本人又は本人以外の相談者（以下「相談者等」という。）に知られることを予期していないものや相談者等に知られないことを前提に作成しているものがあり、本件の相談記録は、これに該当している。
- 3 これらについて開示することにより、相談者等に悪影響を及ぼし、また、記録作成者と相談者等との信頼関係を損なうこととなり、記録作成者が正確な情報を記録できなくなる等の結果をもたらすと認められる。
- 4 また、本人が第三者に対して相談内容等の照会を行う可能性があることから、第三者が相談を躊躇することが予想され、必要な協力を得られなくなるおそれがある。必要な協力を得られなくなった場合、公的相談機関としての介入の機会を失うため、精神疾患が疑われる対象者は治療に繋がらず、病状が進行・悪化する。このため、周囲との関係もさらに悪化するなど、QOLの向上がますます困難な状況になり、公的相談機関としての機能を果たせなくなる。
- 5 これらのことから、センターが行う相談等の事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的の達成ができなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 精神保健福祉相談について

実施機関における精神保健福祉相談は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第47条に基づき、地域における精

精神障害者やその家族等に対して、医療の必要性の判断、受療支援、社会復帰、再発・悪化防止、家族支援などを通じ、精神障害者の社会復帰の促進や自立と社会参加の促進のために必要な援助を行うことなどを目的として実施されているものである。

## 2 本件対象情報について

本件対象情報は、異議申立人を相談対象者として第三者が実施機関に対して行った精神保健福祉相談の記録であり、相談者や相談対象者の基本的事項（氏名・住所等）、相談の具体的内容、医師の所見が記載されている。

実施機関は、本件対象情報のうち、相談者の基本的事項（氏名・住所等）及び相談の具体的内容（以下「相談内容に関する情報」という。）を条例第14条第3号及び同条第7号に該当する不開示情報とし、また、医師の所見については同条第7号に該当する不開示情報として部分開示決定を行っている。

## 3 本件処分の妥当性について

### （1）相談内容に関する情報について

ア 実施機関は相談内容に関する情報が開示されることになると、第三者が相談を躊躇することが予想され、必要な協力を得られなくなるおそれがあるため、センターが行う相談等の事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的の達成ができなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあることから条例第14条第7号に該当すると主張する。

イ 条例第14条第7号は、開示することにより、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う各種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は不開示とすることを定めたものである。

ウ 相談内容に関する情報を相談対象者に明らかにすると、仮に当該情報の中から相談対象者以外の第三者を識別できる氏名等を除いたとしても、本人（相談対象者）が周囲の第三者に対して相談を行ったかどうかの確認や相談内容等の照会を行う可能性がある。その結果、第三者は相談記録を開示した実施機関に対して不信感を持ち、今後相談を躊躇することが予想され、これら第三者からの必要な協力を得られなくなるおそれがある。相談事務に相談対象者以外の第三者の協力は不可欠であることから、相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ 一方、異議申立人は私が知らない他の人の相談業務に支障があるからといって、私が犠牲になっても良いというのはおかしいと主張している。

「各種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」

というためには、開示することによる事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれの程度と、人の生命、健康等を保護するための開示の必要性を比較衡量した上で、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と認められる場合でなければならない。本件の場合、個人の生命、健康等の侵害について差し迫った状況とまでは考えられず、開示することが必要である情報とは言えない。

オ 以上のことから、相談内容に関する情報は、条例第14条第7号に該当するものと認められ、同条第3号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

## (2) 医師の所見について

ア 実施機関は、医師の所見が開示されることになると、「相談者等に悪影響を及ぼし、また、記録作成者と相談者等との信頼関係を損なうこととなり、記録作成者が正確な情報を記録できなくなる等の結果をもたらすと認められる」ことから、条例第14条第7号に該当すると主張する。

イ 医師の所見は、実施機関に所属する医師が来所相談を受けた際に、相談者からの情報をもとに、専門家としての意見や判断を記載したものである。

ウ 相談の性質上、相談対象者の認識や意に沿わない情報が多いことが想定される。このような情報が開示されれば、今後、医師が相談対象者の意向等を考慮して、記載内容を形骸化することにより、相談内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ したがって、医師の所見について、条例第14条第7号に該当する情報として不開示とした実施機関の判断に誤りはない。

## 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
25. 5. 2	・ 諮問を受けた。
25. 5. 8	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
25. 5. 30	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
25. 5. 31	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
25. 6. 24	・ 異議申立人から意見書を收受した。 ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
25. 10. 24 (平成 25 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。
25. 11. 21 (平成 25 年度第 8 回)	・ 異議申立人に意見聴取を行った。 ・ 諮問の審議を行った。
25. 12. 20 (平成 25 年度第 9 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 1. 23 (平成 25 年度第 10 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 2. 27 (平成 25 年度第 11 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁 護 士
中 坂 恵 美 子	広 島 大 学 大 学 院 教 授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広 島 大 学 大 学 院 教 授